

ゆるキャラ®グランプリ2015 結果発表!!



本市イメージキャラクターのうるるんが、全国のゆるキャラの人気投票で、全1,727キャラクターの中で512位になりました。

ご投票いただいた皆様、ありがとうございました。

みんなが投票してくれたから、前回よりいい順位だったでござる!

みんな、本当にありがとう! これからも応援してくれるとうれしいな。



■問合せ 企画政策課(本庁舎)

〜新成人の皆さんへ〜 20歳になったら 国民年金



国民年金は、年を取った時やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年を取った時や病気やケガで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に、年金を受け取ることができる制度です。

〔国民年金のポイント〕

◎将来の大きな支えになります

国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたり保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取った時の老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病

気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

〔学生納付特例制度〕と

〔若年者納付猶予制度〕

★学生納付特例制度

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ

保険年金課(本庁舎)
名古屋西年金事務所
☎052・524・6855

申請はお済みですか? 国民健康保険人間ドック補助申請

人間ドック補助の事前受付をされた方で、補助申請のお済みでない方は、平成28年2月29日(月)までに市役所窓口へ申請してください。なお、事前受付及び受診を済まされていない方も、提出期限までに申請をされない場合は、補助の対象となりません。

補助対象

平成28年1月末日までの受診分申請に必要なもの

- ①平成27年度人間ドック受診受付票及び国民健康保険健康事業補助金交付申請書(必要事項全てを記入済のもの)
- ②宣誓書兼市税納入状況確認同意書
- ③領収書原本(「人間ドック受診費」と記載のものに限る)
- ④健診結果票(特定健康診査項目の結果数値が記載されているもの)
- ⑤振込口座のわかるもの(通帳、キャッシュカード等)
- ⑥印鑑

申請場所

保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所
問合せ 保険年金課(本庁舎)



個人番号カード(マイナンバーカード)を申請された方への交付が始まります



(個人番号カード(マイナンバーカード))

■問合せ 市民課(本庁舎)

必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書に記載された期限・場所へ、ご本人がお越しください。交付場所は、交付通知書に記載されています。

お住まいの地区	交付場所
■新川地区	市民課(本庁舎) 【清須市須ヶ口1238番地】
■西枇杷島地区	西枇杷島支所 【清須市西枇杷島町花咲84番地】
■清洲地区	清洲支所 【清須市清洲一丁目6番地1】
■春日地区	春日支所 【清須市春日振形129番地】

必要な持ち物

- 交付通知書
- 通知カード
- 本人確認書類(※)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)



マイナちゃん

※本人確認書類とは

- ① 住民基本台帳カード(写真付きに限る)・運転免許証・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳(写真付きに限る)・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち1点
- ② これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載され、市長が適当と認める2点
【例】健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくことにより、カードを交付します。個人番号カード(マイナンバーカード)は大切な情報ですので、複数の暗証番号で管理されています。

簡単な数字の並びや生年月日、自宅の住所など推測されやすい番号を登録しないようにしましょう。なお、暗証番号はお越しになる前にあらかじめお決めください。

署名用電子証明書	英数字6文字以上16文字以下で設定できます。 英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、それぞれ1つ以上の設定が必要です。
利用者証明用電子証明書	数字4桁
住民基本台帳用	同じ暗証番号を設定することもできます。
券面事項入力補助用	

個人番号カード(マイナンバーカード)1枚でできること

○個人番号(マイナンバー)を証明する書類として

個人番号(マイナンバー)の提示が必要な様々な場面で、個人番号(マイナンバー)を証明する書類として利用できます。

○各種行政手続きのオンライン申請

平成29年1月から開始されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。

○本人確認の際の公的な身分証明書

個人番号(マイナンバー)の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で活用できます。

個人番号カード(マイナンバーカード)の紛失・盗難に気づいたら

地方公共団体情報システム機構が開設した個人番号カードコールセンターに電話をして、一時停止申請を行ってください。

個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578

※個人番号カード(マイナンバーカード)の一時停止申請を365日、24時間体制で受付けています。

ご注意! 個人番号カード(マイナンバーカード)を受領された方へ

個人番号カード(マイナンバーカード)は、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に個人情報記載されています。氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)と本人の顔写真等が表示されています。個人情報の漏えいを避けるため他人に個人番号カード(マイナンバーカード)を貸したり、パスワードを教えることは絶対にないように注意してください。

【個人番号(マイナンバー)制度のコールセンターのご案内】

《個人番号(マイナンバー)制度全般のご相談》

●内閣府 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料)

平日 午前9時30分～午後10時

【土・日曜日、祝日(年末年始を除く。)]は午前9時30分～午後5時30分】

《通知カードや個人番号カード(マイナンバーカード)のご相談》

●総務省 個人番号カードコールセンター

日本語対応 ☎0570-783-578

外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)

☎0570-064-738

※IP電話等でつながらない場合は、☎050-3818-1250におかけください。

平日 午前8時30分～午後10時

【土・日曜日、祝日(年末年始を除く。)]は午前9時30分～午後5時30分】

《不審な電話などを受けたら》

●消費者ホットライン ☎188(いやや!)

《詐欺などの被害に遭われたら》

●警察 相談専用電話 #9110

《特定個人情報保護委員会》

●苦情あっせん相談窓口 ☎03-6441-3452

平日 午前9時30分～正午・午後1時～5時30分



マイキーくん





税だより

申告相談の日程

●**所得税及び復興特別所得税**
とき

2月12日(金)～3月15日(火)
午前9時15分～午後5時

※土・日曜日は除きます。ただし、
2月21日(日)・28日(日)は開設し
ません。

ところ 愛知県産業労働センター

(ウイंकあいち)

問合せ 名古屋西税務署

☎052・521・8251

●**市県民税・所得税及び復興特別
所得税(分離所得除く。)**

とき

確定申告書A〈税理士による無料
税務相談〉

2月16日(火)～29日(月)

午前9時30分～11時30分

午後1時～3時30分

市県民税申告、確定申告書A〈給
与所得、年金所得等のみの方〉

2月16日(火)～3月15日(火)

午前8時30分～正午

午後1時～3時30分

※土・日曜日は除きます。

ところ 市役所本庁舎

3階大会議室

「お気をつけください!」

次の方は、市役所申告会場では申
告相談できませんので「ウイंकあ
いち」へお出かけください。

・事業所得(農業所得含む)、不動
産所得の方

・総合譲渡所得(長期・短期)等の方

・住宅借入金等特別控除(初年)の方
・分離所得(土地建物の譲渡、株式
譲渡、株式譲渡損失と損益通算す
る配当所得等)の方

・日本国外に居住している方を扶養
している方

・消費税及び地方消費税、贈与税の
申告の方

問合せ 税務課(本庁舎)

住宅借入金等特別控除の 申告説明会

住宅ローン等を利用して、平成27
年中に住宅を新築もしくは購入又は
増改築した方で、一定の要件に当て
はまれば、所得税の住宅借入金等特
別控除が受けられます。これらの方
(説明会では譲渡又は贈与及びその
両方に該当しない方のみを対象とし
ています。)を対象に、税理士による
説明会を開催します。

とき 2月3日(水)・4日(木)

午前9時30分・午後1時30分

ところ 市役所本庁舎

3階大会議室

※対象となりそうな方には、市役所
から詳細を記載したご案内を1月
中旬までに送付します。また、ご
案内が届かない方で参加を希望さ
れる場合はお問合せください。

※**申告説明会では、途中入場はお断
りしますので開始時間までにお越
しください。**作成には2時間30分
ほどかかります。

※国税庁のホームページ「確定申告
書等作成コーナー」でも作成する
ことができます。また、申告期間
中に必要書類一式を持参し、ウイ
ンクあいちで申告することもでき
ます。

問合せ 税務課(本庁舎)

年金所得者の申告相談会

年金所得のみ又は年金及び給与所
得のみの方で、配偶者控除、扶養控
除、社会保険料控除、生命保険料控
除、地震保険料控除、医療費控除等
があり、申告が必要な方を対象に、
税理士による申告書の作成指導等を
行います。また、この相談会で作成
した申告書は、そのまま提出するこ
とができます。

とき **西枇杷島地区・新川地区**

2月10日(水)

清洲地区・春日地区

2月12日(金)

受付時間はいずれも

午前9時30分～11時
午後1時～3時30分
ところ 市役所本庁舎
3階大会議室

※当日は、年金の源泉徴収票、給与
の源泉徴収票、社会保険料控除証
明書や支払額などの領収書、生命
保険料等の支払額などの証明書な
ど申告に必要な書類と印章をご持
参ください。また、医療費控除が
ある方は、領収書が必要です。な
お、支払額の合計を計算しておい
てください。

問合せ 税務課(本庁舎)

給与支払報告書の提出について

会社や事業所等を経営され、従業
員の方へ給与を支払っている方は、
平成28年2月1日までに、受給者の
平成28年1月1日現在の住所地市町
村に給与支払報告書を提出してくだ
さい。

提出する書類

- ①給与支払報告書の総括表
(会社名や報告人数を記載するもの)
- ②給与支払報告書
(市町村提出用)2枚

給与支払報告書は、市民税・県民
税の課税を行うための重要な書類で
す。正しく記入し、提出漏れのない
ようにご注意ください。

問合せ 税務課(本庁舎)



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

市税の減免の手続きについて

平成28年1月1日以降、市税の減免の申請をする場合、個人番号(マイナンバー)が必要となります。申請をする際には、個人番号カード(マイナンバーカード)もしくは通知カード又は個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し等と本人確認できる書類(写真付きのもの)は1点、写真なしのものは2点が必要となります。

【本人確認できる書類例】

- ・ 写真付きのもの…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
 - ・ 写真なしのもの…健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書、民間企業の社員証など
- 問合せ 税務課(本庁舎)

北部県税事務所からのお知らせ
自動車税の賦課期日について

自動車(軽自動車、自動二輪等を除く)を所有している市民の方には、車検有効期間が既に切れ、今後その車を利用する予定もないが、抹消登録をしない方、あるいは、他の方に車を譲渡したが移転登録は済ませていない方はいないでしょうか。

このような車につきましても、自動車税は、地方税法及び県税条例に

基づき、「賦課期日」と言われる、4月1日(午前0時)現在において、車検証に記載の所有者(割賦販売により自動車を購入された場合は買主)の方に毎年4月から翌年3月までの1年分の税金が原則として課税されることとなります。したがって、車検切れで廃車をされる場合は抹消登録を速やかに、名義変更をされる場合は移転登録を遅くとも3月末までに完了してください。

これらの登録の申請手続を自動車販売業者の方などに依頼される方は、登録が確実に行われているかを確認してください。また、ご自身で手続をされる方は、管轄の運輸支局・自動車検査登録事務所のテレホンサービスの案内(尾張小牧ナンバーは小牧自動車検査登録事務所 ☎050・540・5540・2048、名古屋ナンバーは愛知運輸支局 ☎050・540・2046)がありますので、必要に応じてご利用ください。

問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所
自動車税グループ ☎052・531・6305(ダイヤルイン)



初日の出は清洲城で



お正月の三が日、清洲城等の開館は次のとおりです。どうぞお越しください。

清洲城

- 元日 午前6時30分～午後3時
- 2日(土)・3日(日) 午前9時～午後3時
- 清洲ふるさとのやかた 元日・2日(土)・3日(日) 午前9時～午後3時

※両施設とも1月5日(火)から通常営業となります。
問合せ 産業課(本庁舎)

雪の清洲城写真コンテスト

応募方法 カラー四つ切(ワイド四つ切を含む)を産業課(本庁舎)へ提出

応募締切 3月18日(金)
※入選作品の著作権は清須市へ帰属
問合せ 産業課(本庁舎)



平成28年西春日井二市一町 合同消防出初式

本年は、豊山町で消防出初式を開催します。

- とき 1月10日(日) 午前9時30分から
- ところ 豊山町立豊山中学校
※雨天の場合は豊山中学校体育館
- 問合せ 防災行政課(本庁舎)



平成27年1月に清須市で開催した消防出初式



年始 ごみ収集のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

年始のごみ収集等については、次のとおりとなります。収集日の間違えや出かけるため収集日前にごみを出すことのないよう、またゴミが多く出されるため交通の邪魔にならないよう、皆様のご協力をお願いします。

可燃ごみ	収集地区		年始最初の収集日
	市内 全域	毎週月・木曜日 地区	
毎週火・金曜日 地区			1月 5日(火)

不燃ごみ	収集地区		年始最初の収集日	
	市内 全域	第1・3水曜日 地区		1月 6日(水)
		第2・4水曜日 地区		1月13日(水)
		第1・3土曜日 地区		1月16日(土)
		第2・4土曜日 地区		1月 9日(土)
●第1・3土曜日の収集地区は、1月は1回のみになりますので、ご注意ください。				

資源	収集地区		年始最初の収集日	
	西枇杷地区	第2水曜日 地区		1月13日(水)
		第2土曜日 地区		1月 9日(土)
		第4水曜日 地区		1月27日(水)
		第4土曜日 地区		1月23日(土)
	新川地区	第3水曜日 地区		1月20日(水)
		第4水曜日 地区		1月27日(水)
		第4土曜日 地区		1月23日(土)
	清洲地区	第1水曜日 地区		1月 6日(水)
		第1土曜日 地区		1月 9日(土)
		第2水曜日 地区		1月13日(水)
		第3水曜日 地区		1月20日(水)
		第4水曜日 地区		1月27日(水)
	●第1土曜日の収集地区は、1月のみ上記のとおりに変更になりますので、ご注意ください。			
	春日地区	第1土曜日 地区		1月 9日(土)
		第2土曜日 地区		1月 9日(土)
		第3土曜日 地区		1月16日(土)
		第4土曜日 地区		1月23日(土)
	●第1土曜日の収集地区は、1月のみ上記のとおりに変更になりますので、ご注意ください。			

プラスチック包装	収集地区		年始最初の収集日	
	市内 全域	毎週水曜日 地区		1月 6日(水)
		毎週土曜日 地区		1月 9日(土)
●毎週土曜日収集地区は、1月2日(土)の収集はありませんので、ご注意ください。				

リサイクルステーション

〈出せる物〉 新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑がみ、古着、空き缶、金物、空きビン、ペットボトル、ペットボトルキャップ、スプレー缶、カセットボンベ類、使い捨てライター、乾電池(充電式・ボタン型除く。)

- ◆新川ふれあい防災センター 回収日 年始最初:1月 8日(金) 午前9時～午後3時
- ◆清洲庁舎(駐車場内) 回収日 年始最初:1月 4日(月) 午前9時～午後4時
- ◆西枇杷島庁舎(西側車庫前) 回収日 年始最初:1月 9日(土) 午前9時～午後3時
- ◆春日支所(春日老人福祉センター駐車場内) 回収日 年始最初:1月 8日(金) 午後0時30分～4時30分

粗大ごみ

- ◆粗大ごみ収集受付 年始最初:1月4日(月) 午前9時～午後5時
- ◆申 込 清須市シルバー人材センター ☎052-400-3123

臨時福祉給付金の申請期限は、1月12日(火)です

対象と思われる方に申請書等を郵送しております。まだ、申請がお済みでない方は、期限までに申請してください。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)



民生委員・児童委員の交代

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

民生児童委員は、地域福祉の担い手として市民の立場にたって相談に応じ、必要な支援を行っていますが、平成27年12月1日付で委員の交代がありましたのでお知らせします。(敬称略)

地区	担当区域	新任者
西枇杷島	上砂入	渡邊 俊正
新川	豊町	葛谷 君代

市民記者がゆく! まちなかWatch 8

市民記者 中村 秋華

「はじめまして!」真っ青なユニフォーム姿で現れた女性は高山美奈さん。ジョグパトの代表者で、明るく親しみやすい方です。



ジョグパト代表の高山さん

「ジョグパトはどのような集まりですか?」さっそくの質問に、

ハキハキと答えてくれました。「ジョグパトとは、ジョギングとパトロールを合わせた言葉です。でも、走らなくてもいいんです」彼女の言葉に驚きました。ジョギング中心のサークルだと思っていたからです。「気が向いた時に、ご近所を散歩するだけでもいいんです。ユニフォームも必須ではありません」

「では、散歩と違う点はなんでしょう?」「ほんの少しだけ周囲に気を配ります。例えばこれです」ユニフォームの肩には防犯ライト

「強めたいです」その言葉に、ジョグパトの本質を見た気がしました。ジョグパトでは、新しい会員を募集しています。「清須市Min a」で検索してみてください。



ジョグパト会員の皆さん